

令和7年6月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 13:30～15:00

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 仲田 孟
3 番 伊藤 光
4 番 横森 昌広(欠席)
5 番 横森 武千代
6 番 志村 保則
7 番 伴野 正明
8 番 比志 秀樹
9 番 樽林 信昭
10 番 山本 弘行
11 番 欠員
12 番 鶴田 好仁
13 番 駒井 恵二
14 番 山本 昌巳
15 番 秋山 武仁
16 番 矢崎 芳章
17 番 飯野 直人
18 番 浅川 節子
19 番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番 雨宮 一夫
21 番 曾雌 源興
22 番 猪股 昇(欠席)
23 番 猪股 和宏
24 番 金丸 光太郎(欠席)
25 番 今福 重幸
26 番 小泉 尚志
27 番 内藤 幹雄
28 番 小澤 仁
29 番 功刀 良人
30 番 中込 秀樹(欠席)
31 番 小野 賢治
32 番 井上 清
33 番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用集積等促進計画案の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農業委員会委員の補充について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

書 記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和7年6月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員18名中17名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、17番 飯野 直人 委員、19番 堀川 喜美雄 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

5月28日、全国農業委員会会長大会に柳本会長が出席いたしました。

6月9日、山梨県農業会議常設審議委員会及び山梨県農業会議理事会、山梨県農業委員会協議会理事会に柳本会長が出席いたしました。

6月24日、山梨県農業会議通常総会及び山梨県農業委員会協議会総会へ柳本会長が出席しました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが7件7,080㎡、貸借権の設定に関するものが1件1,589㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための賃貸借権設定の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：横森（武）委員（猪股昇委員欠席のため）

申請番号2番：山本（弘）委員

申請番号3番：功刀委員

申請番号4番：事務局（中込委員欠席のため）

申請番号5番：小野委員

申請番号6番：志村（圭）委員

申請番号7番：浅川職務代理

申請番号8番：樽林委員

（各委員より現地調査に基づく説明。申請番号7番について、保留にすべきとの指摘あり）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号1番2番6番について、市外の方が取得されるということで、市外に耕作地はあるようですが、全部効率要件については事務局で確認していますか。

<事務局>

事務局にて確認した事項については議案集へ記載しているとおりです。耕作地については、提出された耕作証明に基づき、各市町村農業委員会へも再度確認したところ、しっかり管理されているという回答でしたので、許可相当と考えております。

<委員A>

そういうことであれば、私たちは市内の農地のみチェックすればよいということですね。

<事務局>

仰るとおりです。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号7番を除く1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については申請番号7番を除き原案のとおり承認といたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、3件1,122.64㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は若宮一丁目、農家住宅敷地拡張のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は清哲町青木山田洞、貸駐車場建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は神山町鍋山上小路、駐車場建設のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：伊藤委員

申請番号2番：鶴田委員

申請番号3番：駒井委員

(各委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが5件 2,501.09 m²、賃貸借権の設定に関するものが1件 7.70 m²となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は若宮一丁目、宅地分譲地の造成のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は富士見ヶ丘一丁目、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條杉木、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條上野、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は清哲町青木上堰、資材置場造成のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電施設支柱部分設置のための一時転用の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：伊藤委員

申請番号2番：雨宮委員

申請番号3番：比志委員

申請番号4番：今福委員

申請番号5番：鶴田委員

申請番号6番：樽林委員

(各委員より現地調査に基づく説明)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員B>

今回の申請案件について、事前に測量会社から連絡が来て、申請書を提出するのに農業委員のサインが必要だと言われました。前もってサインが必要なかわからず、効力はないと思いますよという話をしながらサインをしました。場所もわかっているし自治会にも説明は済んでいるという話だったので農業委員会では審議をする前にサインをしてしまいましたが、それでよかったのかどうか、また、申請書を提出するのに農業委員のサインが必要なのかどうか教えてください。

<事務局>

今回の該当地につきましては、農地が998㎡ですが全体面積が1,190㎡の宅地分譲地造成ということで、開発案件にあたります。開発につきましては建設課が担当課となりまして、そちらに開発に係る申請書の提出が必要となります。その申請書の中で、地区長をはじめとする地元関係者の同意が必要となり、農業委員の同意も含まれているため、業者からサインを求める旨の依頼があったと思われます。転用の許可というのは、転用ができるかどうか＝目的が達成できるかどうかという審査になるのですが、1,000㎡以上の案件が達成できるかどうかを判断するのは建設課になります。そのため、今回の案件は転用の許可と開発の許可がセットとなるもので、どちらか一方の許可が取れなければもう一方の許可も取れない、というものになります。同時進行で混乱もあるかと思いますが、今後もサインを求められた場合、農業委員の立場として問題なければサインをしていただいて支障はありません。ただ、その後許可が下りるかどうかは、転用は県が、開発は市全体の協議の中で決めていくことになります。

<委員B>

サインは必要ということですね。

<事務局>

そうですね。一通り揃っていないと書類の提出ができませんので、今後も必要となる案件もあると思います。

<委員A>

ということは、農業委員会の方で申請が出てくることを承知していれば都市計画上は問題ない、ということを書いておけばいいですか。

<事務局>

当然農地の許可が下りないと開発はできませんので、申請が同時というより、転用の申請の方が早く、農業委員会の審議を経て県へ進達した頃に市の開発の協議が始まる、という流れになります。

逆に、開発の方からしますと「転用の申請書類はしっかり出していますよね」ということが大前提になります。

<委員A>

農業委員としては、「農地法上の申請もしてますよね」と聞けばいいでしょうか。

<事務局>

そうですね。仰るとおり、まず大前提として転用の申請書類は提出しているのか、開発の方はしっかりと事前に協議ができているのか、ということを確認していただくべきかと思います。

<委員C>

申請番号6番について、農振がかかっている農地ですか。

<事務局>

そうです。ただし、一時転用は許可が可能な案件となっております。

<委員C>

農地を拡大したいというような優良農家を支援することが農業委員会の役割だと思っていますが、太陽光をやりたいから3条の申請を出してもいいよ、という考えは事務局ではどのように考えて受け付けているのか聞きたいです。優良農地を拡大したいという人と太陽光をしたいという人とどういった格差があって受け付けているのか教えてください。また、農振がかかっている農地ということで、除外してから5条の申請をするというのが本来の姿だと思うのですが、事務局の考えを教えてください。また、一時転用の期間を教えてください。

<事務局>

農振地域に太陽光パネルを設置できるかという点につきましては、特例で一時転用は許可相当案件となっております。委員ご指摘のとおり、本来でしたら優良農家へ貸すなどといったことが理想ではありますが、先ほどの地元委員の報告にもありましたとおり、所有者はパネルを設置して何もしないわけではなく、他の農地でもきちんと耕作をされており、事務局でも確認しております。そういった実績がありますので、委員が仰る優良農家とは、地元の農家という意味合いなのか、また違った考えがあるのかわかりませんが、事務局では優良農家だと考えております。その農地で耕作をするけれども、上部において太陽光パネルを設置するにあたり、地上権という権利の設定が必要なため3条申請の許可を取得する必要があります。また、支柱については農地に接する部分になりますので、一時転用の最長である3年間で5条の申請がされております。営農型太陽光につきましては、年々基準が厳しくなり、営農状況について毎年報告が必要であり、パネル下における農作物の収穫量が近隣の同一作物を作っている方の8割を国で求めています。これまでのようにただなんとなく営農するだけでは、一時転用の更新ができなくなっています。法律の改正により厳しくなっている状況を知っているうえで申請をあげてきておりますので、営農も太陽光パネル設置業者もしっかりやるということで認識しており、法律で特例となっておりますので申請書が提出されれば受けざるを得ないというのが現状です。

<委員C>

5条における一時転用の期間は何年ですか。

<事務局>

3年です。3年経つごとに更新、という形になります。

<委員A>

委員Cさんは農地全体が一時転用と思っているのではないのでしょうか。申請は支柱分の面積しかないで、全体農地のうち農地として使用しない支柱部分のみの一時転用ですね。

<委員C>

私が聞きたいのは、5条で許可される一時転用は最長で何年かということです。5年ならば、一時転用の更新時に3年とか2年とかの申請もあり得るのでしょうか。

<事務局>

そもそも営農型太陽光というのは特例中の特例で、経緯としては東日本大震災時のエネルギー不足に端を発しています。農振がかかっている農地における転用は、そもそもあり得ないことです。ただし、一時転用だけは最大3年間という期限付きで許可をしてもいい、ということで工事に伴う一時的な資材置場や貸駐車場、などという形で許可されています。ただし、営農型太陽光は3年間では採算がとれませんので、最大3年間の一時転用が特例で更新が許可されています。ただし、更新も最大で20年だったと理解しています。全国的に見ても営農型太陽光のトラブルというのはかなりあると思っています。国の方でもそれは良くないということで徐々に厳しくする方向になっておりますが、現状では許可をするようにという法律になっておりますので、事務局としても支柱部分の3年間の一時転用を許可していかなければならない、逆に不許可にできないというような状況であるということをご理解いただきたいと思います。

<委員C>

私がずっと言ってきたことは、更新の際にルールを守っていない設置者でも申請があれば事務局はそのまま審議に挙げてくるのか、ということです。

<事務局>

法律が年々厳しくなっているというところで、設置申請の際に営農計画書を提出してもらい、県の担当者と現地を確認し、毎年営農状況の報告の提出を求めています。その報告書の中に収穫量等を記載するところもありますので、8割に満たない場合は指導をしていくことになります。昨年度より営農状況が芳しくないところへは、県と一緒に指導書の送付を行い是正を求めています。来月も県の担当者と現場を確認する予定となっています。また、委員の皆様に行っていただいている農地利用状況調査において、営農型太陽光が設置されている地区においては各委員さんにも営農状況を確認していただき、思わしくない場所については事務局から県へ報告します。一時転用の更新の際にどれだけ影響があるかわかりませんが、大変厳しいことになると思っています。

<委員C>

私が気にしているのは、更新の際に、ルールを守っていないのに審議の場に挙げられ、農業委員の判断に任せる、ということがないようにして欲しいのです。事前に事務局の方で方向性を定めて、申請書を受け取る・受け取らないという判断ができる体制を作っておいていただきたいと思います。今回の案件も、3年経てば更新の申請があるわけですね。今はまだ営農をしていないからわからないので、更新時に営農状況が思わしくなければ書類を受け取らないというようなルールがあれば私た

ちも安心ですが、農業委員の判断だからということで審議にあげられて私たちの責任にされても困ります。

<事務局>

委員さんの不安も尤もだと思います。事務局や県も法律が変わったりしてはっきりとした判断が示せないこともあるかと思いますが、現場を確認し県とも相談する中で、不許可相当と思われますという判断をするのか、なかなか難しいけれど現時点では許可せざるを得ないという話になるのか、ある程度事務局で判断し、申請があがってきた書類を受け取らないということとはできないので、地元の委員さんへ事務局の考えをお示したうえで、現場を見て状況を報告いただければと思います。いずれにせよ、農業委員さんの判断だけですべて決まるという場にこの場をするつもりはないので、県とのやり取りであったり業者への指導であったりというのは引き続き事務局で行ってまいります。

<委員C>

指導をするということは書類が不備ってことですよね。書類が不備であれば受付なんかできないですよね。事務局の考え方次第でいろいろできると思いますが。

<事務局>

その部分も踏まえて確認はしていきたいと思います。

<委員C>

これ以上議論をしても仕方がないので、それは要望としておきます。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号8番について 浅川 節子 職務代理に関する案件がありますので、議案第4号が終了するまで、退席をお願いいたします。

(浅川職務代理 退席)

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については8件 17,260 m²となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物: 水稻、期間: 3年5ヶ月、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物: ぶどう、期間: 10年5ヶ月、新規設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物: ぶどう、期間: 10年5ヶ月、新規設定です。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物: ぶどう、期間: 10年11ヶ月、新規設定です。

申請番号5番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物: 野菜、期間: 5年5ヶ月、新規設定です。

申請番号6番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物: 水稻、期間: 10年5ヶ月、新規設定です。

申請番号7番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物: 水稻、期間: 10年5ヶ月、新規設定です。

申請番号8番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物: 野菜、期間: 5年5ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から8番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

(浅川職務代理 着席)

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が5件 27,795.95 m²、合意解約による通知が5件 13,035 m²です。議案集の10ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は藤井町北下條大原、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は中田町中條起田他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は円野町上円井東河原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は大草町上條東割堤久保他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は龍岡町分若尾新田清水久保、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山北堀、合意解約の通知であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山北堀、合意解約の通知であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保石原場、合意解約の通知であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ澤東ノ田、合意解約の通知であります。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は大草町上條東割丸山東他、合意解約の通知であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和7年6月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参加した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美